

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

人や組織には他と比べて劣っている部分が必ず存在します。コンプレックスをバネに自分が鍛えられるという側面もありますが、その劣っている部分をカバーするように別の部分が発達していき、そこが強みになることがあります。その強みに気づくためには、あらゆることにチャレンジすることです。可能性は無限です。

弱点を克服するより、弱点をありのまま受け止め、強みをより強くすることで全体がレベルアップします。

野口英世には放蕩癖がありました。

私の書棚より

○経営というのは、当たり前のこと本当に当たり前に毎日実行する。そしてチェックをし次の方法を考える、計画を変える。このことの繰り返しです。

○自信のある、最高水準のものを作ることに集中して、それ以外の、中途半端にやるようなことはやめる。そして、その中から特に「これだ」というものに経営資源を一層集中させていく。他社が絶対に追いつけないものにする。

「経営者になるためのノート」
柳井正著 PHP 研究所

税務アンテナ

□法人が得意先に配布するために支出した商品券購入費用は原則として交際費等となり、中小法人では年 800 万円まで損金算入できます。

ただし、支出額や支払先がわかつていても、使途が確認できず、業務との関連が明らかにできないものは、使途不明金として損金不算入となります。

また、相当の理由がなく、支出した相手の名称や所在地まで明らかにできないものは、使途秘匿金として損金不算入となるだけでなく、支出した金額に対して、さらに 40 %の法人税が追加課税されます。

□資本的支出部分の耐用年数は本体と同様の耐用年数で減価償却をすることになりますが、資本的支出をした初年度は、事業の用に供した期間の月割計算しますが、翌期以降は本体と一括して減価償却をすることになります。

ただし、中古資産を取得し、資本的支出の金額が、中古資産の取得価額の 50 %に相当する金額を超えるときは、中古資産の簡便法による耐用年数ではなく、合理的に残存耐用年数を見積もることになります。

また、中古資産に対して支出した資本的支出の金額が、その資産の再取得価額の 50 %を超えるときは、法定耐用年数により償却することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務

スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 28年4月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 28年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告 (年末年始につき 1月 4日)

31日	○ 7月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 28日)
-----	--------------------------------------

今月の贈る言葉『これで満足したら終わりなんで』 by 本田圭佑